

● デジタル通貨が金融政策の機能を失わせる恐れ

7月17日の日経新聞朝刊一面は、マネーロンダリング（資金洗浄）など悪用の懸念に加え、米フェイスブックが発行をめざす「リブラ」などデジタル通貨が中央銀行の金融政策の機能を失わせるリスクを指摘した報告書を、7月15日、国際通貨基金（IMF）がまとめたと報じた。これを受けて、7月17日からフランスで開く財務相・中央銀行総裁会議で主要7カ国（G7）はデジタル通貨の国際規制のあり方を議論する。

既存通貨からデジタル通貨への交換が進むと、銀行の預金は減少する。デジタル通貨の発行主体が手にした既存通貨を銀行に再び預金すれば、銀行システム全体で見た預金量は変わらず「共存」や「補充」が可能だが、発行主体が集めた既存通貨を国債などで直接運用するようになれば、銀行が融資削減を迫られ、信用創造機能が低下し、従来のビジネスモデルが崩れる可能性がある。銀行システムの機能が低下すれば、政策金利の変更を通じて景気に影響を及ぼす金融政策の効力も薄れかねない。

こうした中、報告書では、中央銀行の監督が及ぶよう、デジタル通貨の発行企業に許認可を与える条件として、既存の金融機関と同じように中央銀行への準備預金を求める制度を創設するなど、「政策担当者は金融業界で起こるいくつかのディスラプション（断絶）に備えなければいけない」との警告が発せられていると上記日経新聞は報じている。

7月18日の日経新聞夕刊によると、7月17日のG7財務省・中央銀行総裁会議後、議長国フランスの経済・財務相は記者会見で、「通貨発行という国家主権は侵害されるべきではない」とが強調し、早急な対策をとる必要があることで各国の認識が一致し、規制の枠組み作りに向けて動き出したと報じた。また、6月に各国中銀の専門家により設置された作業部会で議論されている、資金洗浄、消費者保護、プライバシー保護などをの課題についても今年10月に最終報告がまとめられるという。